

町長へこんにちは！

長年にわたり消防行政の発展にご尽力

【瑞宝双光章受章(危険業務従事者叙勲)】

元町消防長の山本正義さんが、危険性の高い業務に長年従事し、消防行政の発展および町の安全・安心な町づくりに貢献したとして、瑞宝双光章を受章され、5月25日㊤にその報告のため町長を訪れました。山本さんは38年間の長きにわたり消防行政のリーダーとして、また平成16年度から平成18年度まで役場の安全対策室で室長を務められ、多様化する災害に対する町の防災対策の礎を築られました。



↑受章した山本さん

ありがとうございます

反射リフレクターキーホルダーの寄付をいただきました

↑左から代表取締役社長山本さん、カスタマーアシスタント
鈴木佑奈さん

【反射リフレクターキーホルダー贈呈式】

大草地区にある株式会社Honda Cars蒲郡 幸田店から、交通安全標語の入った反射リフレクターキーホルダーの寄付をしたいとの申し出があり4月22日㊤に贈呈式を行いました。代表取締役社長の山本昌宏さんは、蒲郡市内で全編撮影された映画「ゾッキ」の蒲郡プロジェクト委員会の部会長を務めていることから、キーホルダーには「ゾッキ」のキャラクターが描かれています。キーホルダーは、町内の小学校1年生に配布され、交通安全啓発として活用します。

「ごちそうさま、ありがとう」の気持ちを園児に

【創作玩具贈呈式】

大学生の笹野はな香さん(里区在住)から自ら創作した玩具を寄贈したいとの申し出があり、5月28日㊤に贈呈式を行いました。この玩具は、積み木遊びを通じて食育について学ぶことができる物です。笹野さんは、今年2月「小黒三郎賞・創作玩具公募展」でグランプリを受賞されました。寄贈された玩具は、町立保育園8園に配置し、笹野さんが創作に込めた「ごちそうさま、ありがとう」の気持ちを園児たちに伝えていきます。



↑寄贈した創作玩具を手に持つ笹野さん

えこたん日記 Let's go to リサイクル

令和2年1月から町指定ごみ袋の値下げをしました。
燃やすごみの量はどうなったの？そんな疑問にお答えするコーナーです。

4月の燃やすごみの量

区分	単位	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	前年と比べると…
ごみ量	kg	507,490	542,520	531,980	良好だよ  ■総量で約10トン減 ■1人当たり約300グラム減 ■岡崎市中央クリーンセンターでの処理費約17万円減
人口(各年1日現在)	人	42,126	42,430	42,658	
1人当たりのごみ量	kg	12.0	12.8	12.5	

1人当たりの燃やすごみの量をもっと減らすには…ごみの分別状況を調べてみると…

環境課職員が、鷺田区内のごみステーションの分別状況を確認しました。ごみ袋10袋で重さは約44.5キログラム。その中からリサイクル可能なプラスチック製容器包装が約1.5キログラム、ミックスペーパーが約1.5キログラム、合計3.0キログラムもの資源ごみが燃やすごみとして出されています。混入率は約6.7パーセント



↑ミックスペーパーの計量



↑プラスチック製容器包装の計量

なので、4月分の燃やすごみの量約532トンで換算すると、約36トンがリサイクル可能な資源ごみと言えます。

特にお菓子の袋やティッシュの箱などの混入が多く見られました。分別収集のプラスチック製容器包装やミックスペーパーとして、きちんと分別して出すようにしてください。

一人一人のちょっとした心掛けで燃やすごみは減らすことができます。ごみの分別にご協力をお願いします！

問合せ 環境課ごみ対策グループ(内線273) FAX63-5169



文化講演会「視力6.0から見たニッポン」を開催します

ギニアから日本に来て切磋琢磨し約50年。かつては6.0の視力を持っていた。その目線から見た日本について笑顔と感動を交え、人生から得た教訓をお話しいただきます。

と き 9月11日㊥ 午後2時～3時30分(開場:午後1時30分)

と ころ 町民会館さくらホール

演 題 視力6.0から見たニッポン

定 員 495人(客席は間隔を空けた配置とさせていただきます)

講 師 オスマン サンコン氏(タレント、作家)

チケット 7月18日㊥午前9時から町民会館1階チケットセンターで1枚500円で販売。

共 催 こうた女性の会

そのほか 全席指定で、車イス席、手話通訳もあります。

未就学のお子さんの入場はご遠慮ください。

問 合 せ 生涯学習課生涯学習グループ(中央公民館内、内線196) FAX63-1675

月曜休館(月曜が祝日の場合は翌平日が休館)



↑オスマン サンコン氏



行政区に24時間使用できるAEDを設置しました

安全安心なまちづくりの一環として、24時間使用できるAED（自動体外式除細動器）を全23行政区に設置し、6月1日④から運用を開始しました。使用方法是、収納ボックスからAED本体を取り出し、AEDの蓋を開けると自動的に電源が入り音声ガイドが流れますので、音声ガイドやイラストに従って操作をしてください。電気ショックが必要かどうかはAEDが判断し音声で指示が出ます。

令和元年度には、町内すべてのコンビニエンスストアへの設置が完了しています。AED設置場所は、町ホームページで確認できます。愛知県内のAED設置場所も「愛知県AEDマップ」で検索できます。



↑荻農村センターに設置したAED

行政区名	設置場所	行政区名	設置場所	行政区名	設置場所
長嶺区	長嶺コミュニティホーム	横落区	横落コミュニティセンター	逆川区	逆川農村センター
久保田区	久保田コミュニティホーム	荻区	荻農村センター	野場区	野場老人憩の家
坂崎区	坂崎7番組コミュニティホーム	芦谷区	芦谷公民館	永野区	永野老人憩の家
大草区	大草老人憩の家	幸田区	幸田老人憩の家	須美区	須美公民館
高力区	高力老人憩の家	桜坂区	桜坂コミュニティホーム	六栗区	六栗公民館
鷺田区	鷺田公民館	里区	里中央コミュニティホーム	上六栗区	上六栗老人憩の家
新田区	新田老人憩の家	市場区	市場公民館	桐山区	桐山中央コミュニティホーム
岩堀区	岩堀公民館(岩堀老人憩の家)	海谷区	海谷公民館		

問合せ 消防本部・消防署 ☎(0564)63-0119 FAX(0564)63-1119



地域史「坂崎・長嶺・久保田 この郷をゆく」が発行されました

地域史「坂崎・長嶺・久保田 この郷をゆく」が発行され、編集委員会の編集長 近藤正義さんと専門部会長 黒柳孝夫さんが、4月27日④にその報告のため町長を訪れました。元教員や公務員ら地元民18人が“自分たちの手で郷土史をつくろう”と編集委員会を立ち上げ、約2年がかりで資料の調査、写真撮影、執筆にあたられたそうです。

書籍はA5サイズ、全348ページで、かつて三河屈指の巨大池であった菱池沼開拓の歴史や「三河物語」で三河武士の意地を説いた大久保彦左衛門忠教など、地域ゆかりの場所や人々について書かれています。地域史の詳細については坂崎公民館（☎(0564)62-5229）にお問い合わせください。



↑中央：近藤さん 右：黒柳さん

問合せ 生涯学習課生涯学習グループ(中央公民館内、内線195) FAX63-1675
月曜休館(月曜が祝日の場合は翌平日が休館)





国民健康保険税はこうなります

国民健康保険税は、世帯ごとに計算され、世帯主が納税義務者となります。世帯主本人が被保険者でなくても、その世帯に被保険者がいれば、その世帯主に課税されます。国民健康保険税は、所得割・均等割・平等割をそれぞれ医療保険分・後期高齢支援分・介護保険分（40歳から64歳までの人）ごとに計算した合計額を年税額として、7月から翌年2月までの年8回に分けて納めていただきます。令和3年度の国民健康保険税の概要は、次のとおりですが、具体的な税額などは、7月中旬に郵送される納税通知書でご確認ください。

税率などは下表のとおりです

国民健康保険税は、被保険者の医療費にあてられる大切な財源であり、その被保険者間で公平に負担していただくよう税率などが決められていますので、必ず納期限までに納めましょう。

課税区分	課税対象	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割	(前年所得) - (基礎控除額43万円) * 2	5.14%	2.37%	1.77%
均等割	被保険者1人当たり	21,400円	9,300円	10,100円
平等割 * 1	1世帯当たり	17,100円	6,900円	5,300円
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円

* 1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯は、平等割額（医療保険分・後期高齢支援分）が移行後5年間は半額、その後3年間は4分の3となります。

* 2 前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は、金額に応じて基礎控除額が減少します。

倒産や解雇などによる非自発的失業者に対する軽減措置があります（申告必要）

平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける人は、申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間で、前年所得のうち給与所得を100分の30として所得割額が計算され、低所得者の税額軽減についても、同様に判定されます。

対象となる雇用保険受給資格者証の離職理由の番号	
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

臨時の保険税の減免措置があります（申請必要）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の収入が前年中の収入と比べて一定程度減少する見込みの世帯において、申請をして認められた場合は保険税の一部または全部が減免されます。

今年度は納期未到来分かつ未納分に対しての減免となります。

減免の対象となる世帯は次の①または②のいずれかに該当する世帯です。

- ①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が前年に比べて3割以上の減少が見込まれる世帯

ただし

* 主たる生計維持者の前年の事業所得等の合計所得金額が1,000万円以下であること

* 減少することが見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

傷病手当金の申請期間が延長されました

新型コロナウイルス感染症に感染などしたことによる国民健康保険被保険者向けの傷病手当金の申請期限が9月30日㊦まで延長されましたので、ご活用ください。

* 次ページに続く

こんなときは減免が受けられます (申請必要)

申請により受けられる国民健康保険税の減免は、下表のとおりです。

減免の判定基準	減免される税額	
世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が失業や事業の休廃止などにより当年の所得額が2分の1以下に減少すると見込まれる世帯 (非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が低額となる世帯を除く)	所得割額の半額 (非自発的失業者の軽減措置を受ける世帯で、その税額の方が高額となる世帯は、その差額)	
災害などにより、生計の中心となっていた被保険者が死亡し、もしくは障害者となった世帯	災害を受けた日以後1年以内に到来する納期の納付額の全額	
災害などにより、被保険者の居住する住宅や家財に生じた損害金額がその住宅や家財の価格の5分の1以上である世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が下表の区分にある世帯	災害を受けた日以後1年以内に到来する納期の納付額に対し下表の区分による額	
世帯の区分(前年の所得額の合計)	減免される額	
	損害金額がその住宅や家財の価格の5割以上	損害金額がその住宅や家財の価格の2割以上5割未満
	500万円以下	全額
	500万円を超え750万円以下	半額
750万円を超え1,000万円以下	4分の1	8分の1
	4分の1	8分の1
被保険者が少年院などの施設に収容、または刑事施設や労役場などの施設に拘禁された世帯	被保険者が拘禁などされた期間に対する税額	
被保険者が心身障害者医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	
被保険者が母子家庭等医療費受給者証の交付を受けた世帯で、その世帯主と被保険者の前年の所得額の合計が300万円以下の世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であった者(65歳以上の者に限る)が国民健康保険の被保険者(旧被扶養者)となった世帯で、下表の区分による世帯	旧被扶養者に対する所得割額の全額、および2年を経過する月までの間、7割または5割軽減を受けた世帯を除く世帯の下表の区分による額	
世帯の区分	減免される額	
	旧被扶養者に対する均等割額の半額(2割軽減世帯は3割)	
	均等割額・平等割額の半額(2割軽減世帯は3割)	
世帯主と被保険者の住民税が非課税の世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	
世帯主が生活保護を受けた世帯	保護を受けた期間に到来する納期の納付額の全額	
就学援助を受けている被保険者を有する世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	
児童扶養手当を受けている被保険者を有する世帯(軽減を受けた世帯を除く)	均等割額・平等割額の2割	
その他町長が特に必要と認めるとき	必要と認める額	

問合せ 保険医療課国保年金グループ(内線142) FAX63-5334



医療費などが軽減される認定証の更新をお忘れずに

1カ所の医療機関などに支払う医療費の窓口負担が、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」や入院時の食事代などの標準負担額（自己負担額）が軽減される「標準負担額減額認定証」などの有効期限は、7月31日④までです。国民健康保険の被保険者が、引き続きこの認定証の交付を受けるには、改めて申請が必要です。更新の受付の準備ができましたらご案内を郵送しますので、更新手続きを行ってください。

後期高齢者医療の被保険者で「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」を既にお持ちの人は、今年も下記対象適用区分に該当すれば、7月下旬に新しい認定証を郵送します（申請手続きは不要）。また、新たに該当された人は、申請手続きが必要です。6月下旬にご案内を郵送していますのでご確認ください。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

病気や怪我などで医療費の負担が大きくなった時のために、健康保険には「高額療養費制度」が用意されています。高額療養費制度では、医療機関から請求された医療費の自己負担分の全額を支払ったうえで申請することにより、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。しかし、一時的にせよ、医療費の自己負担分の全額を支払うことは経済的に大きな負担となります。あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が、高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。入院や手術などで、これから高額な医療費がかかることが分かっている場合には、「限度額適用認定証」の申請をおすすめします（食事代や差額ベッド代などの保険適用とならない費用は別途お支払いが必要）。また、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、食事代が標準負担額に減額されます。

70歳未満（国民健康保険加入者）の医療費1カ月の自己負担限度額

適用区分	所得要件 *2	過去12カ月間の世帯内の高額療養費支給回数		対象となる認定証
		3回目まで	4回目以降 *3	
ア	901万円超	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円	限度額適用認定証
イ	600万円超901万円以下	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円	
ウ	210万円超600万円以下	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円	
エ	210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯 *1	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

70歳以上の医療費1カ月の自己負担限度額

適用区分	自己負担限度額		対象となる 認定証
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円〉*3		限度額適用認 定証
現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回93,000円〉*3		
現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円〉*3		
一般 課税所得145万円未満 (住民税非課税世帯を除く)	18,000円 〈年間上限144,000円〉	57,600円 〈多数回44,400円〉*3	限度額適用・ 標準負担額減 額認定証
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ以外)*1	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)*1		15,000円	

*次ページに続く

入院時の食事代の標準負担額

適用区分		標準負担額	対象となる認定証
ア・イ・ウ・エ(70歳未満) 現役並み(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・一般(70歳以上)		1食460円 *4	
オ(70歳未満)*1 低所得者Ⅱ(70歳以上)*1	過去12カ月間で90日までの入院	1食210円	限度額適用・標準負担 額減額認定証
	過去12カ月間で90日を超える長期入院	1食160円	
低所得者Ⅰ(70歳以上)*1		1食100円	

- *1 国民健康保険では世帯主と被保険者全員が、後期高齢者医療では世帯全員が住民税非課税の人
- *2 世帯の被保険者全員の「前年の所得から43万円を控除した額」の合計（前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は金額に応じて基礎控除額が減少します。）
- *3 過去12カ月以内に3回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- *4 一部1食260円の場合あり。

申請に必要なもの 保険証、現在お持ちの認定証、身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）、マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載されている住民票の写しなど）、適用区分が「オ」および「低所得者Ⅱ」となる人で90日を超える入院がある人は、領収書など入院日数の確認ができるもの

問合せ 国民健康保険について…保険医療課国保年金グループ（内線143）
後期高齢者医療について…保険医療課医療グループ（内線145） FAX63-5334



後期高齢者医療保険料について

保険料の計算方法 保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

①所得割額
(所得金額－基礎控除額*)
×所得割率9.64%



②被保険者均等割額
被保険者一人あたり
48,765円



保険料(年額)
(限度額64万円)
100円未満切捨て

* 基礎控除額は0～43万円。合計所得金額2,400万円以下は、43万円控除。合計所得金額2,400万円超は、所得に応じて基礎控除額が減少します。

被保険者均等割額の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額が軽減されます。令和3年度から軽減対象の条件が変更となります。

対象者の所得要件(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減割合	軽減額
43万円＋[10万円×(給与所得者等*1の人数－1)]*2以下の世帯	7割	34,136円
43万円＋(28.5万円×被保険者数)＋[10万円×(給与所得者等の人数－1)]以下の世帯	5割	24,383円
43万円＋(52万円×被保険者数)＋[10万円×(給与所得者等の人数－1)]以下の世帯	2割	9,753円

- *1 給与所得者等とは、給与所得（給与収入が55万円を超える者）または、公的年金等にかかる所得（前年の12月31日現在65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、前年の12月31日現在65歳以上の者にあっては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者）を有する者をいいます。
- *2 世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2人以上いる場合には、給与所得者等の数の合計数から、1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。
- * 前年の12月31日現在65歳以上の人の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。
- * 軽減判定所得金額には、専従者給与は含めず、専従者控除、長期・短期譲渡所得の特別控除は適用されません。
- * 収入の状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

令和3年度の保険料額決定通知書は7月中旬頃に送付します。

問合せ 保険医療課医療グループ(内線144) FAX63-5334



40歳から74歳までの幸田町国民健康保険加入者の皆さんへ

住民健診・人間ドックを受診して特定健康診査の結果を確認してください

今年度も、5月から人間ドックを実施していて、7月からは住民健診を実施します。この住民健診・人間ドックで、40歳から74歳までの幸田町国民健康保険の加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診「特定健康診査」を実施しており、糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療につなげています。

住民健診・人間ドックを受診すると、約1カ月後に岡崎市医師会から「結果報告書」がご自宅に郵送されます。お手元に届きましたら、ご自身の健康状態を確認してください。

なお、住民健診・人間ドックの予約をされていない人でこれらの受診を希望される場合は、保険医療課までご連絡ください。

特定健康診査の結果はここをチェック！

特定健康診査の対象者には、住民健診・人間ドックの「結果報告書」とは別に、「特定健康診査結果報告書」が同封してあります。この報告書には、特定健康診査の結果はもちろん、メタボリックシンドロームの判定結果が次のように3パターンに分けて表示してあります。

★☆☆情報提供レベルのあなたは

現段階では、メタボリックシンドロームの危険はありません。しかし若い頃に比べて体重が増えた、特定健康診査の結果が基準値内でも急に高くなったなどの変化があれば、将来メタボリックシンドロームになる可能性がありますので油断は禁物です。健康的な生活習慣を心掛けましょう。

★★★動機付け支援レベルのあなたは

メタボリックシンドロームの予備群です。まだ大丈夫と思ってこのままですと、動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中などの死に直結する病気を招く危険性があります。今なら生活習慣の改善をすることで、このような恐ろしい病気になるのを防ぐことができます。

★★★★積極的支援レベルのあなたは

メタボリックシンドロームになっています。この状態を放置すると、心臓病や脳卒中などの死に直結する病気を招く危険性が非常に高いので、今すぐ生活習慣の改善が必要です。手遅れになる前に、健康なからだを取り戻しましょう。



「動機付け支援レベル」か「積極的支援レベル」となった人には、後日、**特定保健指導**のお知らせを郵送します。届きましたら、日程などご都合に合わせて申し込んでいただき、生活習慣の改善のための取り組みを一緒に考えて実行していきましょう。

↑結果報告書（特定健康診査）

特定保健指導とは？…生活習慣改善のビッグチャンス！

特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が大きいに期待できる人に対し、保健師や管理栄養士など健康のプロがサポートするものです。健康診査結果の数値が気になっていても、「忙しいから」とか「まだ大丈夫だから」と先延ばししていると、生活習慣病を発症してしまい、今までの生活から一転し、最悪の場合、死に至ることにもなりかねません。この特定保健指導は健康な毎日を手に入れるために、無料で健康のプロによる支援を受けることのできる絶好の機会です。積極的に利用していただき、ご自身の生活習慣を見直すきっかけにしてください。

問合せ 保険医療課国保年金グループ(内線142) FAX63-5334



国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。1カ月の保険料は、16,610円（令和3年度）ですが、収入の減少や失業などにより保険料の納付が困難な場合は、申請して承認を受けると、保険料が全額免除、一部免除（一部納付）または納付が猶予される制度があります。

免除と未納はこんなに違います！

	老齢基礎年金を受けるための資格期間	老齢基礎年金の受け取り額	障害・遺族年金を受けるとき	所得審査を受ける人
全額免除	○ 受給資格期間となる	 1/2	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の3免除 4分の1納付 4,150円を納める	○ 受給資格期間となる	全額納付を「1」として比較した額 追納すると「1」になる	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
半額免除 半額納付 8,310円を納める	○ 受給資格期間となる		○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
4分の1免除 4分の3納付 12,460円を納める	○ 受給資格期間となる		○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者・世帯主
納付猶予	○ 受給資格期間となる	 0	○ 納付した場合と同じ	本人・配偶者
未納	× 【期間に算入されない】	 0	× 【受け取れない場合がある】	

- ・保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。
- ・追納する場合は、免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- ・令和3年度の申請受付は、令和3年7月からとなります。申請対象期間は、令和3年7月から令和4年6月までの保険料納付がない期間です。この期間の申請には、前年（令和2年）中の所得の申告が必要です。所得申告を済ませてから申請してください。

*申請時点から、2年1カ月前までの期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除などを申請できます。

申請時の注意点

①年度ごとに申請書の提出が必要です。1枚の申請書で申請できるのは1年度分です。

*免除・納付猶予は7月から翌年6月まで。

②過去の所得で審査します。申請する年度に対応する前年所得に基づき審査されます。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者などの所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除などが承認されない場合があります。

③離職年月日の分かる証明書があればお持ちください。

国民年金保険料の免除など臨時特例措置が利用できます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、国民年金保険料の納付が困難な人は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請ができるようになりました。国民年金保険料学生納付特例申請の場合も同様です。申請書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

申請書は、保険医療課もしくは岡崎年金事務所に提出してください。



申請・問合せ 保険医療課国保年金グループ(内線143) FAX63-5334
岡崎年金事務所 国民年金課 ☎(0564)23-2637

◀日本年金機構のホームページはこちら



介護保険制度の一部が変更されます

8月より、介護サービス利用料の自己負担限度額および介護保険負担限度額認定の一部が変更となります。

介護サービス利用料の自己負担限度額

介護サービス利用料は、年収や課税状況などによって一月あたりの上限（限度額）が決められています。8月から区分が下表のとおり細分化され、年収により限度額が新たに設定されます。

区分	一月あたりの限度額	
		(変更前)
年収約1,160万円以上の人	140,100円(世帯)	
年収約770万円以上1,160万円未満の人	93,000円(世帯)	44,400円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の人	44,400円(世帯)	
上記以外の住民税課税世帯の人	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の人	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人など	15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護受給者の人	15,000円(個人)	15,000円(個人)

介護保険負担限度額認定

介護施設サービスを利用する際の費用は、所得が低い人に対しては所得と預貯金などの資産によって、自己負担の上限（限度額）が決められています。8月から対象者の要件や施設入所時の食費・居住費の費用負担額が変更となります。

利用者負担段階	所得の状況 ＊1		預貯金等の資産の状況 ＊2	
				(変更前)
第1段階	生活保護受給者の人		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の人		
第3段階①		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第3段階②		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
		前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	(今回新設)

＊1 世帯分離などで世帯が異なる配偶者がいる場合も配偶者の所得が判断材料となります。

＊2 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの（株式など）も対象に含まれます。

施設入所時の食費・居住費の変更内容は、7月中旬に発送される介護保険料決定通知書に同封した案内をご確認ください。

問合せ 福祉課介護保険グループ(内線156、157) FAX56-6218



避難指示で必ず避難！～避難勧告は廃止です～

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が5月20日に施行されました。今回の見直しでの主な変更点は①「災害発生情報」を「緊急安全確保」に名称変更、②「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化、③「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に名称変更の3点です。これまでの「避難指示」は「避難勧告」よりさらに危険が差し迫った段階で発令していましたが、これからは従来の「避難勧告」のタイミングで発令することになりますので、「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。本年度から配布している「幸田町防災ハザードマップ風水害対策」の5ページ「気象情報」についても変更となりますので、本記事を併せて保管してください。

警戒レベル	新たな避難情報等	住民が取るべき行動
5	緊急安全確保 *1	命の危険 直ちに安全確保
⚡〈警戒レベル4までに必ず避難！〉		
4	避難指示	危険な場所から 全員避難
3	高齢者等避難 *2	高齢者等は 危険な場所から避難
2	大雨・洪水・ 高潮注意報(気象庁)	自らの 避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁)	災害への 心構えを高める

これまでの避難情報等	
災害発生情報 (発生を確認した時に発令)	
・避難指示(緊急)	・避難勧告
避難準備・ 高齢者等避難開始	
大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
早期注意情報 (気象庁)	

*1 災害の発生状況は確実に把握できるものではないため、「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではありません。

*2 「高齢者等避難」は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

「幸田町防災ハザードマップ風水害対策」の誤表記について

本年度から配布している「幸田町防災ハザードマップ風水害対策」について誤りがありました。詳細につきましては、下記の表で確認してください。

ページ	誤(修正前)	正(修正後)
7	幸田町防災マップ全域	
	(坂崎学区表中) 坂4 久保田農村公園	(坂崎学区表中) 坂4 久保田農村 <u>広</u> 場
9	幸田町防災マップ坂崎学区	
	(表中) 4 久保田農村公園	(表中) 4 久保田農村 <u>広</u> 場
10	幸田町防災マップ坂崎学区	
	(地図中)久保田農村公園 4	(地図中)久保田農村 <u>広</u> 場 4
12	幸田町防災マップ幸田学区	
	(地図中)久保田農村公園 ●	(地図中)久保田農村 <u>広</u> 場 ●
付録	幸田町浸水実績図(平成20年8月末豪雨)	
	(地図中)久保田農村公園 ●	(地図中)久保田農村 <u>広</u> 場 ●

問合せ 防災安全課安全対策グループ(内線371) FAX63-5139

毎月の相談

●行政相談

と き 毎月第3水曜日（祝日除く） 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 総務課 法規グループ（内線353）FAX63-5139

●人権相談

と き 毎月第1水曜日 午前9時～正午 *11月は第2水曜日
ところ 役場1階相談室
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122）FAX62-6555

●消費生活相談

▶幸田町（電話相談可）

と き 毎週火曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
*受付は午後3時30分まで
ところ 役場1階相談室
そのほか 専門の相談員が応じます。
問合せ 企画政策課 政策グループ（内線331）FAX63-5139

▶愛知県消費生活総合センター（電話相談可）

と き ①～⑤ 午前9時～午後4時30分
⑥・⑦ 午前9時～午後4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター
☎052-962-0999

●多重債務相談（予約制）

と き 毎週火・木曜日 午後1時～4時
ところ・問合せ 愛知県消費生活総合センター
☎052-962-0999

●司法書士法律困りごと相談（予約制）

と き 毎月第1・3水曜日 午後1時～4時
ところ 福祉サービスセンター
そのほか 1週間前までに事前予約が必要
問合せ 幸田町社会福祉協議会 ☎62-7171 FAX62-7254

●無料法律相談（予約制）

と き 毎月第2木曜日 午後1時～4時
*令和3年度の6月・9月・12月・3月は第2水曜日
ところ 役場1階相談室
問合せ 住民課 住民窓口グループ（内線122）FAX62-6555

●心配ごとお気軽相談（電話相談可）

と き 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線154）FAX56-6218

●母子父子家庭相談（電話相談可）

と き 毎月第4木曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151）FAX56-6218

●こどもの相談

と き 毎月第2水曜日 午前10時～午後4時
ところ 役場1階相談室
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151）FAX56-6218

●子育て相談（訪問相談可）

と き ①～⑤ 午前8時30分～午後5時
⑥ 午前8時30分～正午
*⑥は電話相談のみ（祝日除く）
ところ・問合せ 上六栗子育て支援センター ☎・FAX62-8333

●教育相談

と き ①～⑤ 午前10時～午後6時
ところ 中央公民館教育相談室
問合せ ☎・FAX63-1188 Eメール k-soudan@siren.ocn.ne.jp
*Eメール変わりました。

●高齢者の相談（訪問相談可）

と き ①～⑤（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
ところ 福祉サービスセンター
問合せ 幸田町地域包括支援センター ☎62-7331 FAX62-7254

●認知症介護電話相談

と き ①～⑤（祝日除く） 午前10時～午後4時
ところ 公益社団法人 認知症の人と家族の会・愛知県支部
問合せ ☎0562-31-1911 FAX0562-33-7102

●ゆるカフェ（若年性認知症・高次脳機能障害当事者の相談・交流会）

と き 毎月第1土曜日 午前10時～正午
ところ 就労継続支援B型事業所ひなた
問合せ 福祉課 包括ケアグループ（内線154）FAX56-6218

●身体・知的・精神障がい者相談

と き ①～⑤（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
ところ ①生活支援センターこうた
②相談支援事業所ひなた

相談員 相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士
そのほか ご家庭への訪問相談も行っています（要予約）。

問合せ ①☎63-1755 ②☎77-6900

●心の病を抱える人の家族の相談

と き 毎月第3火曜日 午後1時30分～3時
ところ つどいの家1階 図書室
内容 精神保健福祉士などが相談に応じます。
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151）FAX56-6218

●憩いの場（心の病のある人のデイケア）

と き 毎週火曜日 午後1時30分～4時
ところ つどいの家 会議室・図書室
相談員 精神保健福祉士
問合せ 福祉課 福祉グループ（内線151）FAX56-6218

●ひきこもり家族の集い

と き 毎月第3水曜日 午後5時30分～7時
ところ つどいの家
対象 ひきこもり状態にある本人または家族
問合せ 幸田町基幹相談支援センター ☎63-1755 FAX63-1756

●精神保健福祉（心の病、心の健康）相談

と き ①～⑤（祝日、年末年始除く） 午前9時～午後4時30分
ところ・問合せ 西尾保健所健康支援課
☎0563-56-5241 FAX0563-54-6791

●子どもの権利擁護委員会

と き ①～⑤（祝日除く） 午前8時30分～午後5時15分
問合せ こども課 児童育成グループ（内線133）FAX63-5334
Eメール kodomo-kenri@town.kota.lg.jp

●国税に関する「電話相談センター」

と き ①～⑤（祝日、年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
利用方法 ①岡崎税務署 ☎58-6511へ電話
②自動音声→「1」を押す
③自動音声→相談内容の番号を押す

寄付

ありがとうございます

（敬称略）

幸田町へ

- (株)中條総合保険／金6,500円
- 山本正義／テレビ2台
- (株)Honda Cars蒲郡／反射リフレクターキーホルダー 500個

幸田町社会福祉協議会へ

- (株)石原組従業員一同／金1,200円
- 鈴木誠／金1,000円

人口動態

2021.6.1現在

総人口 42,687人(前月比+3人)

内 男21,678人 女21,009人

世帯数 16,697世帯(前月比+36世帯)

5月中の主な異動

出生 33人(男 19人/女 14人)

死亡 28人(男 16人/女 12人)

転入 126人(男 78人/女 48人)

転出 128人(男 60人/女 68人)

戸籍異動

5月届出分(順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
浅香 陽葵【ひまわり】	和輝	芦谷
岩田 フランシス	清一郎	岩堀
犬塚 一嘉【いちか】	創太・真里奈	鷺田
八島 陽【はる】	健	鷺田
杉浦 颯佳【ふうか】	海都	野場
前田 幸来【さら】	泰史	芦谷
中村 南翔【みなと】	哲也	芦谷
近藤 伊純【いずみ】	真吾	里
野口 理乃【りの】	滉太	大草
松永 三奈【みな】	基史	市場
吉岡 勇吾【ゆうご】	慎二・佑美	横落
水野 朔也【さくや】	祐斗	岩堀
新名 優心音【ゆのん】	翔也	六栗
原田 琉生【るい】	宏武	岩堀
橋本 実楽【みらく】	雄	大草
久保田 夕嵩【ゆたか】	友一	岩堀
山口 凱士【かいと】	健太	久保田

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
鳥居 輝子	92	鳥居 利春	六栗
野澤 キミコ	95	野澤 貞美	鷺田
山本 しげの	83	山本 安春	野場
平岩 初音	90	平岩 茂	芦谷
市佐 喜弘	83	市佐 喜弘	市場
鈴木 哲夫	76	鈴木 哲夫	大草
杉浦 光子	92	杉浦 善弘	久保田
入戸野 高則	78	入戸野 高則	海谷
水野 弘一	83	水野 弘一	岩堀
鳥居 久美子	65	鳥居 保夫	横落
長田 吉康	85	長田 吉康	大草
小山 美江子	83	小山 勝	坂崎

*プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望の人は、届け出時に住民課にお申し出ください。

ケーブルTV 7月の番組案内
〈スマイル12チャンネル〉

①『テレビ回覧板WEEKLY』(15分)

幸田町、蒲郡市の地域ニュース。毎週土曜日更新
(毎日9:00、12:00、15:00、17:00、19:00、22:00放送)

②『町の風景』(10分) 幸田町、蒲郡市の美しい風景をお届けします。

7月10日(土)～23日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送

2週目 12:15、18:00、22:15放送

③『マイ Home Town』(30分)

「私の町」をテーマにしたエリア内の情報番組です。

7月10日(土)～23日(金) 1週目 9:30、19:30、22:30放送

2週目 10:30、15:30、20:00放送

④『店ばな工房』(15分) 幸田町、蒲郡市にあるお店を紹介します。

7月17日(土)～30日(金) 1週目 9:15、12:30、19:15放送

2週目 12:15、18:00、22:15放送

⑤『幸田発! ハツラツさん紀行』(15分)

幸田町のハツラツさんをご紹介します。

7月17日(土)～30日(金) 1週目 9:30、19:30、22:30放送

2週目 10:30、15:30、20:00放送

■『第103回全国高校野球選手権 愛知大会』

今年も豊田市運動公園野球場、岡崎市民球場、刈谷球場、豊橋市民球場で開催する蒲郡市・幸田町内の学校の試合をお届けします。尚、豊橋市民球場での試合は生放送でお届けします。高校球児たちの熱い夏をお楽しみください。*放送日は組み合わせによります。

問合せ 三河湾ネットワーク株式会社 ☎0120-794934

今

版画の説明

月

「幸田彦左まつり」

おおくぼひこざえもん
大久保彦左衛門の名は、天下の御意見番として、名だけは耳にしておりましたが、三河国額田郡の人ということを今回初めて知りました。どうして「大だらい」に乗っているのだろうと、やっと分かりました。

の

表

紙

歌舞伎の「大久保彦左衛門と一心太助」の話から、彦左衛門や一心太助らに扮した「たらい行列」があると知りました。

郷土の英雄として、今なお広く人々に愛され続けている「彦左まつり」はなんと楽しいものだろうと、街を練り歩くイベントを頭の中に描いておりました。

島原市とゆかりのある画家・版画家 小崎 侃氏

俳句の説明

夏祭黒縁めがねに笑い皺

彦左まつりに行った際、神輿を担ぎ、掛け声をする人たちの笑顔がよく印象に残っています。彦左衛門の黒縁めがねと、その目尻の笑い皺に焦点を当ててみました。

幸田高等学校 2年 難波 晴菜さん

*くまたがなどにより、定型句でない場合があります。ため、空白を入れない表記方法となっています。